

農業者の皆さんへ

耕作放棄地の利用状況調査

耕作放棄地の解消・発生抑制に向け農地の状況を把握する利用状況調査を、令和8年10月～9年1月に実施する予定です。

耕作放棄地の増加は、地域の景観を損なうだけでなく、病害虫の温床や野生鳥獣のすみかとなるなど、近隣の農作物へ被害を及ぼします。農地の所有者は、耕作放棄地にならないよう農地の適正管理に努めましょう。

全国農業新聞の購読

全国農業新聞は、農業者の公的機関である全国農業会議所が週刊で発行している、農業・農村振興のニュースを分かりやすく解説した農業総合専門紙です。

発行日 毎週金曜日

購読料 月額900円

購読申し込み 農業委員会事務局へ

農業者年金への加入

老後の備えは万全ですか？ 農業者年金は、皆さんの老後の生活をサポートします。

メリット ▷少子・高齢化時代に強い積み立て方式

▷終身年金で80歳までの保証付き

▷支払った保険料は全額社会保険料控除の対象

▷手厚い政策支援(認定農業者など一定の要件を満たす人を対象とした保険料の国庫補助)

保険料 月額2万円を下限とし、1,000円単位で6万7,000円まで増額可能

※35歳未満は下限1万円(要件あり)

対象 農業従事者(農業に年間60日以上従事する65歳未満で、国民年金第1号被保険者であれば、農地などの権利名義がなくても加入できます(60歳以上は追加要件あり))

加入申し込み JAたのふじの各支店へ

問い合わせ 農業委員会事務局(☎402307)

困難地整備支援事業

ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業「困難地整備支援事業」の候補地を募集します。住宅や道路などの近くにある荒れた森林や竹林などで地域住民では整備が困難な場所について、市が伐倒などの整備を行います。

対象 ▷事業実施箇所が100㎡以上

▷地域の安全確保や景観保全など、公共性がある

▷市・土地所有者・翌年度以降の管理団体の3者で、事業実施および転用などの権利制限(10年間)に関する協定を締結できる

▷市による整備後、管理団体が10年間草刈りなどの維持管理を行うことができる

▷同一箇所でも過去に本事業による整備を実施していない

※現地調査や県の採択結果などにより、事業を実施できない場合があります

申し込み・問い合わせ 9月25日(金)までに事業実施予定地が確認できる地図や写真などを持って森林課(☎504441)へ

認定証の更新

入院の予定がある人や、医療費が高額になる可能性のある人は、1カ月にかかる医療費の支払いを一定額までに抑える制度があります。この制度を受けるには「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を事前に申請する必要があります。なお、マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要なので、マイナ保険証をぜひ活用してください。

対象 国民健康保険加入者(74歳の場合は現役並み所得者Ⅱ、Ⅰまたは市民税非課税世帯で、マイナ保険証を持っている人)

申請方法 認定証が必要な人の資格確認書、来庁する人の本人確認書類(マイナンバーカードなど)を持って、保険年金課で申請

認定証の有効期限は7月31日までとなっています。**国民健康保険加入者** ▽マイナ保険証を持っている人 ▽マイナ保険証を提示▽マイナ保険証を持っていない人 ▽有効期限

経過後も引き続き認定証を利用する場合は、再度申請が必要です。8月3日(月)以降に保険年金課窓口またはふじおか電子申請受付システムで申請**後期高齢者医療加入者** 令和6年12月2日以降、被保険者

証の新規発行廃止に伴い、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証も併せて新規発行廃止となりました▽マイナ保険証を持っている人 ▽マイナ保険証を提示▽マイナ保険証を持っていない人 ▽有効期限

保険証を持っていない人 ▽限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証も併せて新規発行廃止となりました▽マイナ保険証を持っている人 ▽マイナ保険証を提示▽マイナ保険証を持っていない人 ▽有効期限

表1 70歳未満の人の自己負担限度額(月額)

区分		3回目まで	4回目以降	年間上限
上位所得者	ア 基礎控除後の所得が901万円を超える世帯	27万300円+(医療費-90万1,000円)×1%	14万100円	168万円
	イ 基礎控除後の所得が600万円を超え901万円以下の世帯	17万9,100円+(医療費-59万7,000円)×1%	9万3,000円	111万円
一般	ウ 基礎控除後の所得が210万円を超え600万円以下の世帯	8万5,800円+(医療費-28万6,000円)×1%	4万4,400円	53万円
	エ 基礎控除後の所得が210万円以下の世帯	6万1,500円		
非課税	オ 市民税非課税世帯	3万6,900円	2万4,600円	29万円

表2 70歳以上の人の自己負担限度額(月額)

区分		外来(個人ごと)	入院+外来(世帯ごと)	年間上限
3割	現役並みⅢ(課税所得690万円以上)	27万300円+(医療費-90万1,000円)×1%(多数回 14万100円)		168万円
	現役並みⅡ(課税所得380万円以上690万円未満)	17万9,100円+(医療費-59万7,000円)×1%(多数回 9万3,000円)		111万円
	現役並みⅠ(課税所得145万円以上380万円未満)	8万5,800円+(医療費-28万6,000円)×1%(多数回 4万4,400円)		53万円
2割	一般	2万2,000円(年間上限 21万6,000円)	6万1,500円(多数回 4万4,400円)	53万円
	低所得者Ⅱ	1万1,000円(年間上限 9万6,000円)	2万5,700円(多数回 2万4,600円)	29万円
	低所得者Ⅰ	8,000円	1万5,700円	18万円

表3 後期高齢者医療自己負担限度額(月額)

区分		外来(個人ごと)	入院+外来(世帯ごと)
3割	現役並みⅢ(課税所得690万円以上)	27万300円+(医療費-90万1,000円)×1%(多数回 14万100円)	
	現役並みⅡ(課税所得380万円以上690万円未満)	17万9,100円+(医療費-59万7,000円)×1%(多数回 9万3,000円)	
	現役並みⅠ(課税所得145万円以上380万円未満)	8万5,800円+(医療費-28万6,000円)×1%(多数回 4万4,400円)	
2割	一般Ⅱ	2万2,000円(年間上限 21万6,000円)	6万1,500円(多数回 4万4,400円)
	一般Ⅰ		
1割	低所得者Ⅱ	1万1,000円(年間上限 9万6,000円)	2万5,700円(多数回 2万4,600円)
	低所得者Ⅰ	8,000円	1万5,700円

※過去12カ月の間に入院+外来(世帯)の高額療養費の支給を4回以上受けている場合は、4回目から多数回該当となり、限度額が下がります